

一般社団法人北海道知的障がい福祉協会定款

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 目的及び事業(第3条・第4条)
- 第3章 会員(第5条－第10条)
- 第4章 総会(第11条－第21条)
- 第5章 役員等(第22条－第32条)
- 第6章 理事会(第33条－第40条)
- 第7章 会計(第41条－第43条)
- 第8章 定款の変更及び解散等(第44条－第46条)
- 第9章 公告の方法(第48条)
- 第10章 補則(第49条)
- 附則

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人北海道知的障がい福祉協会(以下「この会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、知的障がい者の福祉増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)知的障がいに関する調査研究
- (2)施設及び事業所(以下「施設等」という。)の運営に関する研究
- (3)施設等の職員養成研修
- (4)知的障がい者福祉理念の啓発
- (5)会報、その他の刊行に関する事業
- (6)施策の推進に関する事業
- (7)関係団体との連絡協力
- (8)その他、この会の目的達成に必要な事業

第3章 会員 (法人の構成員)

第5条 この会に次の会員を置く。

- (1)正会員 この会の目的に賛同して入会した知的障がい福祉に関する施設等(當利を目的としないものに限る。)の代表者
- (2)贊助会員 この会の目的に賛同して入会した団体
- (3)特別贊助会員 この会の目的に協賛して入会した個人又は団体

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この会の会員になろうとする個人又は団体は、理事会の定めるところにより入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならぬ。

(経費の負担)

第7条 この会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届をこの法人に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき。
- (2)この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)当該会員が、第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2)総正会員が同意したとき。
- (3)当該会員の施設等が廃止となったとき。
- (4)特別贊助会員が亡くなったとき。

第4章 総会 (構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1)会員の除名
- (2)理事及び監事の選任又は解任
- (3)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4)定款の変更
- (5)解散及び残余財産の処分
- (6)その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要ある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別に定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数を持って行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1)会員の除名
- (2)監事の解任
- (3)定款の変更
- (4)解散
- (5)その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定められる定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面又は電磁的

記録を会長に提出することにより、他の正会員を代理人として議決権行使することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、代理人によって議決権行使した正会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第19条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合においてその提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 総会の議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設置)

第22条 この会に、次の役員を置く。

(1)理事 15名以上19名以内

(2)監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち、3名以内を副会長、1名を常務理事とする。

4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、前項の副会長及び常務理事をもって同法上第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特殊な関係がある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この会の業務を分担執行する。

- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、この会の業務を分担執行する。
 - 5 会長及び副会長並びに常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- (監事の職務及び権限)
- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業報告を求め、この会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
 - 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(免責事項)

- 第27条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、全ての会員の同意がなければ、免除することができない。

(役員の解任)

- 第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

- 第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員の損害賠償責任の免除)

- 第30条 第27条の規定にかかわらず、この会は、法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事がその任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(外部役員の責任限定契約)

- 第31条 第27条の規定にかかわらず、この会は、法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、その任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万以下で契約時に予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額

とする。

(顧問)

第32条 この会に、任意の機関として、2名以上3名以下の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1)会長の相談に応じること

(2)理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の報酬は、無償とする。

第6章 理事会

(構成)

第33条 この会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

(1)この会の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)会長及び副会長並びに常務理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠席の場合には、副会長が議長の職務を代行する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告する事を要しない。

2 前項の規定は、第24条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

第7章 会計

(事業年度)

第41条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この会の事業計画書、収支予算書については、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 この会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)公益目的支出計画実施報告書

(4)貸借対照表

(5)損益計算書(正味財産増減計算書)

(6)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定期総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の制限)

第46条 この会は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第47条 この会が精算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この会の最初の会長は橋文也とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106号第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は、令和2年2月17日に改正し、令和2年定時総会の日から施行する。
- 5 この定款は、令和6年2月19日に改正し、令和6年定時総会の日から施行する。